

## 男山地域まちづくり連携協定書

男山地域は、日本住宅公団施行の土地区画整理事業により整備され、昭和47年の第1期入居以来40年以上が経過し、緑豊かな住宅地として成熟するとともに、世帯の高齢化も進んでいる状況にあります。

八幡市及び男山団地の所有・管理者である独立行政法人都市再生機構は、関西大学による「集合住宅“団地”の再編（再生・更新）手法に関する技術開発研究」における男山地域・男山団地の再生に関する提案を踏まえて、関西大学とともに、男山地域のまちづくりに取り組んでいきます。

男山地域の将来を考えると、人口減少、少子高齢化の進行という日本の将来見通しと無縁ではなく、再び活力のある男山地域であり続けることを目指して、関係する三者が連携・協力してまちづくりに取り組むために、協定を締結します。

### （目的）

第1条 本協定は、男山地域において八幡市（以下「甲」という。）、関西大学（以下「乙」という。）及び独立行政法人都市再生機構（以下「丙」という。）が「住みたい、住み続けたい、男山」を目指して、相互に連携・協力することに関し必要な事項を定めることを目的とします。

### （連携・協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、次に掲げる事項について連携・協力します。

- （1）次世代を育むまちづくりとして、子どもが豊かに育つために、地域で子育てを支えあい、ともに育ちあう、分かちあう環境づくりの導入・確立
- （2）多世代が根を張るまちづくりとして、高齢者が住み慣れた地域で住み続けられることを目指した「地域包括ケア」の確立
- （3）地域に活力を呼び戻すまちづくりとして、地域及び団地が連携した新しい機能及び活動の導入・確立
- （4）住民が主役となるまちづくりとして、地域の多様な活動主体の育成及び活動ステージの確保

### （活動及び年次総括）

第3条 三者は、前条各号に掲げる事項について、三者が連携・協力して具体的な活動を推進するとともに、同事項全体の進捗状況等を確認するために、代表者及び部長クラスで構成する年次報告会を1年に1回程度開催するものとします。

### （定めのない事項等）

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとします。

本協定の締結の証として、本書を4通作成し、甲、乙及び丙並びに立会人記名押印の上それぞれ1通を保有するものとします。

平成25年10月25日

甲 八幡市長

堀口 文昭

乙 関西大学学長

楠見 晴重

丙 独立行政法人都市再生機構理事・西日本支社長

大西 誠

立会人 京都府知事

山田 啓二